

# 飲料水貯水槽等維持管理状況報告書

## (1) 飲料水貯水槽等維持管理状況報告書

東京都では、毎年、ビルの所有者・管理者から給水設備の自主点検の記録「飲料水貯水槽等維持管理状況報告書」の提出を求めています。水道法に基づく簡易専用水道の検査については、「飲料水貯水槽等維持管理状況報告書」の提出及び東京都または特別区の立入検査をもって、受検したものとみなしています。

## (2) 内容について

人の飲用、炊事用、浴用その他人の生活用に水を供給する場合は、水道法の水質基準に適合する水を供給することが規定されたため、給湯設備についても、貯湯槽の点検、清掃等適切な維持管理を実施することが必要になりました。

このため中央式の給湯設備等がある場合、その有無について記入します。

また、毎月の点検や水質検査、清掃等を実施し記録を残してください。

## (3) 報告について

飲料水貯水槽等維持管理状況報告書には、毎月の点検結果を記入するとともに、過去1年分の水質検査結果の写し及び11月分の残留塩素濃度等の記録を添付し、毎年12月にビル衛生検査担当又は所管の保健所へ報告してください。

ア 報告書送付先

(ア) 渋谷区内の、延べ床面積が10,000㎡を超える特定建築物

⇒ 東京都健康安全研究センター広域監視部建築物監視指導課  
ビル衛生検査担当第4班  
〒169-0073 新宿区百人町3-24-1  
電話(5937)1062(ダイヤルイン)  
(必ず普通郵便でお送りください。書留、速達、翌日郵便は不可。)

(イ) 渋谷区内の、延べ床面積が10,000㎡以下の特定建築物

⇒ 渋谷区保健所生活衛生課環境衛生係  
〒150-8010(郵便の場合、住所不要)  
渋谷区宇田川町1-1区役所7階  
電話(3463)2287(ダイヤルイン) FAX(5458)4943  
保健所の窓口・郵送・FAXにて受け付けます。

イ 送付する書類

(ア) 飲料水貯水槽等維持管理状況報告書

(イ) 水質検査成績書の写し

前年の12月から報告年の11月までに至る1年間に実施した水質検査結果について(防錆剤及び中央式給湯水の検査結果も含む)

(ウ) 残留塩素等の検査実施記録票の写し

報告書提出月の前月である11月分のみ(中央式の給湯設備がある場合には、その記録票も含む。(ただし、給湯温度が55℃以上の場合、給湯温度の記録表))

ウ 報告期日

毎年12月1日から同月15日まで

エ 報告書の控えについて

窓口提出にて報告書の控えが必要な場合は、控え用の報告書をご用意ください。

郵送提出にて報告書の控えが必要な場合は、控え用の報告書と切手を貼付した送付先記載の返信用封筒の同封をお願いいたします。